

「地域医療連携推進の基本方針」

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 顔の見える連携 | 5. 24時間救急受け入れ体制 |
| 2. 地域連携パスと逆紹介の推進 | 6. 地域医療福祉連携室を通じた地域包括型連携の推進 |
| 3. 紹介患者の迅速予約と優先診療 | 7. 高額医療機器の共同利用推進 |
| 4. PHSによるDr.Direct Call | 8. 地域医療研修センターの利用の推進 |

2021年度 年度末のご挨拶

副院長・地域医療福祉連携室長 菊池 貴彦



平素より岩手県立中央病院の地域連携にご協力いただき感謝申し上げます。

2021年度もコロナ、コロナで1年が過ぎました。この原稿を書いている1月下旬の段階では、オミクロン株による第6波が日本中を席卷しています。デルタ株による第5波に比較して重症化はしづらいものの、本人や家族の感染・濃厚接触により出勤できない職員が多くなることで病院機能が低下し、一般診療への圧迫が生じています。

当院では救急車の搬入件数が一昨年度頃から若干減少傾向となっておりましたが、今年度はまた増えて来ており歴代最高となりそうな勢いです。12月一ヶ月間の救急車搬入件数は738件で、これは盛岡医療圏の全搬送件数1520件の46.8%に相当し、1日に平均24台の救急車を受け入れている事になります。毎年冬期間は脳卒中や循環器疾患が増えますが、この冬は転倒による外傷が例年に比べて多く入院され、整形外科では手術まで2週間以上お待ちいただく場合も生じました。循環器内科でも入院数増加による病棟ナースの業務負担過多が問題となりました。院内で様々な対応を行いました。関係医療機関の皆様にもご協力をお願いする事となりました。12月後半には脳神経系の入院が定床の1.5倍以上となり、

年末年始の救急受け入れが困難になることが危惧されましたが、回復期病院の皆様にもさらなる転院促進をお願いしたところ、年末休暇の直前まで多くの転院をお受けいただき、おかげさまで年末年始の脳卒中救急をなんとか果たす事ができました。1月中旬頃から、満床により救急受け入れ制限をせざるを得ない病院もあり、岩手県の医療資源の脆弱さが浮き彫りになったように感じます。そのような限られた医療資源で岩手の医療を守っていくためには、やはり顔の見える地域連携が大切であることを実感いたしました。当院でも、関係医療機関の皆様のおかげで、救急患者さんを制限せずに受け入れることができ、本当に感謝申し上げます。

皆様ご存じの通り、高齢化の進む日本の中でも岩手県はその最先端にいます。患者さんはお一人でたくさんの基礎疾患を抱え、独居の方も多く、介護するご家族もまた高齢化しておられ、当院入院後に直接ご自宅に帰る事が困難な方が多くなっています。当院が今後も地域の救急やがん診療などの高度医療を継続して行くためには、関係医療機関の皆様との連携と役割分担がますます重要になって参ります。来年度も引き続き中央病院地域医療福祉連携室をよろしく願い申し上げます。

歯科口腔外科の紹介



岩手県立病院のうち、歯科口腔外科を開設しているのは3つしかなく、中央病院の歯科口腔外科は人口集中地域である県央部では唯一の県立病院の歯科口腔外科です。

診療内容は外来診療では主に、親知らずの抜歯です。普通には抜けない、埋まっている親知らずを歯肉切開や歯の周囲の骨を削除して抜歯します。年間800例程度の親知らずの抜歯を行っています。

また、医科歯科連携として手術を控えた患者さんや化学療法、放射線治療を予定している患者さんの口腔ケア、いわゆる周術期口腔機能管理も行っています。主にがん患者の方が対象ですが、心臓の手術を控えた方や腎臓移植手術を受ける方などの口腔ケアも行っています。口の中の状態をきれいにしておかないと手術や放射線治療を行っても良い結果が得られないという考えから、周術期口腔機能管理が保険診療に導入されました。当院で手術を受ける方のうち、年間600人程度の方が開業歯科医院も含めて周術期口腔機能管理を依頼されています。そのうち、4分の1程度の方の周術期口腔機能管理を当科で行っております。

最近では、骨粗鬆症やがんの骨転移に対して投与されるビスホスホネート製剤や抗RANKL抗体などによる顎骨壊死が問題になっていますが、これらの骨吸収抑制薬関連顎骨壊死の予防や治療も積極的に行っています。こういった薬剤による顎骨壊死は起こる頻度は高くないですが、顎骨壊死に陥ると難治性で、痛みのために食事摂取が困難になり、全身状態を大いに低下させます。

そうならないためには、日ごろから口腔衛生管理を徹底し、定期的に歯科医院に通ってメンテナンスを受けることが大切です。

その他には、抗血小板薬や抗凝固薬を服用されていて、血が止まりにくい方の抜歯も行っております。20年ほど前まではこういった薬を服用している方の抜歯の際には1週間程度前から薬を休止してから抜歯していましたが、抜歯して2、3日血が止まらないよりも薬を休止して血栓ができる方が命の危険が高いため、現在では休薬せずに抜歯することがほとんどです。

また、当科では全身麻酔下で行う手術を年間60例ほど行っており、そのうちの半数近くが顎変形症の手術です。当科では県内の歯科矯正専門医数名と提携しており、紹介された患者さんの手術を行っています。顎変形症の手術は当科におけるメインの治療のひとつと考えています。あとは、かなり深いところに埋まっている歯や、埋まっている歯を数本同時に抜歯する場合に全身麻酔下で行っております。

また、数年前からはNSTや緩和ケアチームにも参加させていただいており、術後の体力回復や健康の維持を、歯科的にサポートできる部分があれば、お手伝いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

 **八木 正篤** 岩手県立中央病院 歯科口腔外科長



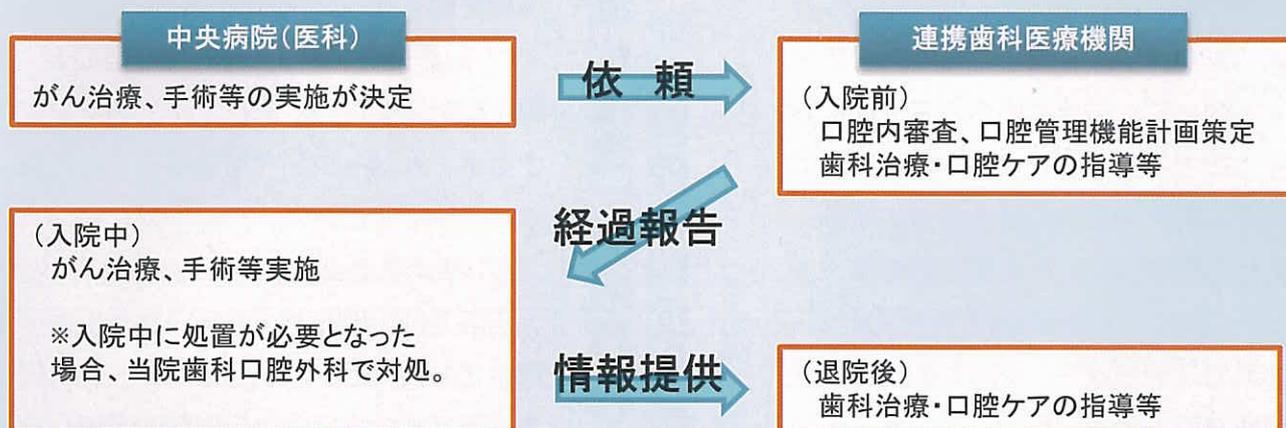
医科 歯科 連携

岩手県立中央病院では、口腔衛生の保持による治療の質の向上を目的として、歯科医療機関様との連携による周術期口腔機能管理を運用しております。

○対象患者

①がん等に係る手術 ②放射線治療または化学療法 ③緩和ケア のいずれかの治療内容に該当し、原則として御自身で口腔清掃等が可能で、歯科医療機関の受診を希望する方。

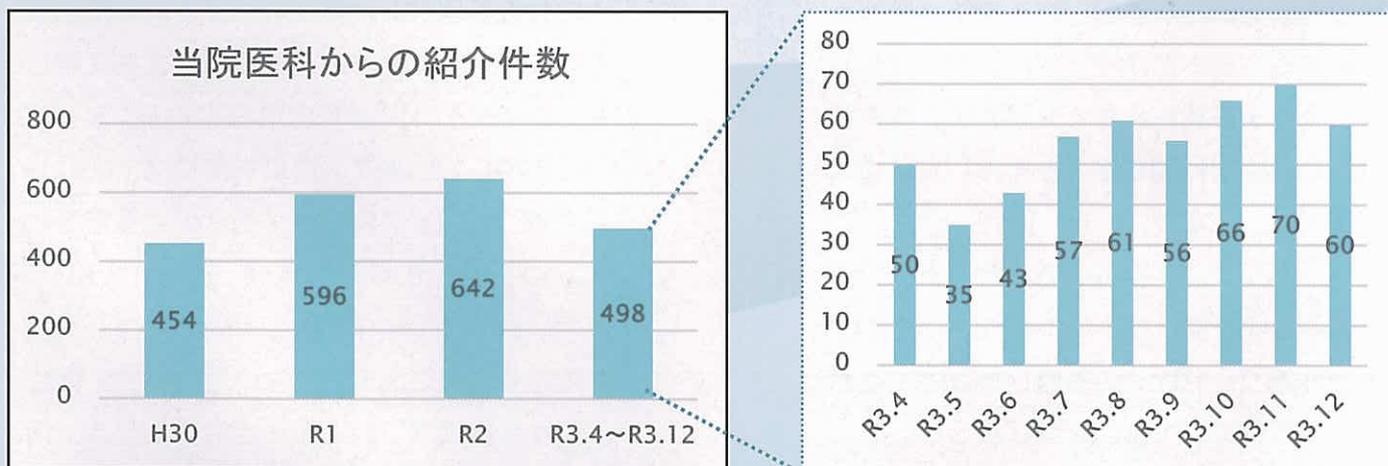
○医科歯科連携の流れ



○当院医科からのご紹介件数

現在、岩手県内352箇所の歯科医療機関様と連携し、ご紹介させていただいております。

当院医科からの紹介件数は、下の表のとおり毎年増加傾向にあり、連携歯科医療機関の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。



当院では、医科歯科連携の運用にご協力いただける連携歯科医療機関を募集しております。興味ございましたら、地域医療福祉連携室にお問い合わせください。また、各種様式、詳細については当院ホームページに掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

お問い合わせ先：岩手県立中央病院 地域医療福祉連携室
TEL019-653-1151 (代表) FAX019-654-5052

令和2年度、盛岡赤十字病院で開催された「地域連携パス合同検討会」に出席した際、情報提供しました「岩手県食形態分類標準化推進」について、「栄養管理情報提供書」について、当院の取り組み状況を紹介しします。

「岩手県食形態分類標準化推進委員会（委員長：一般社団法人岩手県医師会常任理事・宮田剛中央病院長、事務局：公益社団法人岩手県栄養士会）」が、令和2年度から事業を開始しました。地域の高齢者が健康的な食生活を継続し、日々の栄養を確保するために、岩手県内の病院・福祉施設・在宅のどこでも、摂食嚥下機能に対応した嚥下調整食を提供できるようにする。そのために管理栄養士・栄養士の知識・技術向上を目的に「嚥下調整食マネジメント～岩手県ガイドライン～」を作成しました。岩手県立病院栄養管理科は、このガイドラインをもとに嚥下調整食形態標準化に取り組んでいます。中央病院では、委員会主催の研修会（試食体験有り）で試食品の作成や研修会運営に管理栄養士・調理師が協力する機会をいただきました。また、研修会に参加し、日本摂食嚥下リハビリテーション学会「嚥下調整食学会分類2013(食事)」「嚥下調整食分類2013(とろみ)」について実際に「口に入れる」「舌と上顎で潰す」「噛まずに丸呑みする」等、講師の指導のもと「患者になったつもりで」試食し、学会分類コードとその形態（かたさ・付着性・凝集性等）の違いを学びました。

「嚥下食形態分類標準化推進」の取り組みと「栄養管理情報提供書」について

山崎 久美子

岩手県立中央病院

栄養管理科長



令和3年度は、委員会が調理師等に向けて「嚥下調整食 調理力アップ～岩手県ガイドライン」を作成しました。当院の調理師も作成に携わり、レシピ、調理手順を紹介しています。また、県内20箇所で調理実習が計画され、調理師が講師を担当する予定でしたが、新型コロナ「岩手県緊急事態宣言」が発令され、急遽開催中止となりました。その代替として「嚥下調整食モデル献立実習動画」を配信することになり、「嚥下調整食 調理力アップ～岩手県ガイドライン～」作成に関わった当院調理師2名も調理工程動画を撮影しました。（岩手県栄養士会ホームページから配信中です。ご覧になってみてください。）

岩手県栄養士会 (iwate-eiyoshikai.or.jp)

当院では、現在も「嚥下調整食形態分類標準化」に向けて、学会分類コードに則した食事（訓練食品含む）内容の見直しを継続中です。医師・看護師・言語聴覚士と協働し、患者に適した食形態を選択すること、誰が作っても安定した仕上がりであることで、食べる力・食べる喜びを支えます。

栄養管理は退院後も続きます。当院では、当院システムから出力される様式を使用して転院先へ「栄養管理情報提供書」を作成し提供しています。提供対象者は、NST介入者、経管栄養管理者・個別の栄養管理の方です。令和2年度は年間156件、令和3年度は144件（R4年3月8日現在）です。全ての患者に対応出来ていない現状です。転院先から電話等で問い合わせいただき、情報提供することもあります。今後、栄養管理科内の体制や入退院支援部門との連携体制を整え、「栄養管理情報提供書」を活用し、切れ目ない栄養管理を目指し推進していきます。

※別添の資料もご覧ください。